

第 10 回定時社員総会を開催

5月19日(木)午後3時から、宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて、第10回定時社員総会を開催しました。総会成立要件を満たす173名（委任状出席を含む）が出席し、全議案について承認可決されました。



【挨拶する菊池会長】



【会場風景】

公益法人になって10年目の節目にあたります今年度の定時社員総会は、新型コロナウイルス感染症が全国的に増加傾向のなか、変異株の確認が栃木県内においても拡大している状況を鑑み、昨年同様、表彰式や懇親会を取り止め、感染防止対策を講じて規模を縮小して開催いたしました。

神山副会長の司会で始まり、山本副会長の開会宣言に続き、菊池会長が挨拶を行いました。総会に先立ち、湯澤常務理事が、本日の出席会員が23名、委任状提出会員150名、合計173名の出席会員は定款に定める定足数を満たしており、社員総会が有効に成立していることを報告いたしました。その後、定款に基づき山口副会長が議長に選任され、仲田理事と熊本理事を議事録署名人、書記に若月理事と藤平主査を指名し、議案の審議に入りました。

湯澤常務理事が次第に基づき、令和2年度に実施した諸事業及び決算内容について説明した後、茂垣監事が、適正に処理されていることを認めると監査報告を行いました。その後、議長が会員に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認、可決されました。引き続き、湯澤常務理事が、定款の一部変更について説明し、その後、議長が会員に諮ったところ、出席社員全員の賛成により原案どおり承認、可決されました。（議決権総正会員（193名）の4分の3以上案件）

以上の3議案全ての議案が承認可決された後に、令和3年3月12日に開催の第55回理事会において承認された令和3年度の事業実施計画及び収支予算の内容を報告され、最後に加藤副会長が閉会を宣言しました。

- | | |
|-------|-----------------|
| 第1号議案 | 令和2年度事業実施報告について |
| 第2号議案 | 令和2年度決算承認について |
| 第3号議案 | 定款の一部変更について |
| 報告事項1 | 令和3年度事業実施計画について |
| 報告事項2 | 令和3年度収支予算について |

令和 2 年度事業実施報告

I 【公益目的事業】

1 適正処理推進事業

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及啓発及び頒布

産業廃棄物の適正処理のため、廃棄物処理法で義務付けられている産業廃棄物管理票の普及啓発を推進するほか、公益社団法人全国産業資源循環連合会が作成した管理票を広く排出事業者や産業廃棄物処理業者等に頒布拡大を図った。令和 2 年度は、産業廃棄物マニフェスト 111,000 セット、建設系廃棄物マニフェスト 228,100 セットを頒布した。また、電子マニフェストの普及啓発を目的とした次の研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止した。

○電子マニフェスト導入実務研修会

○電子マニフェスト操作体験セミナー

(2) 排出事業者、処理業者、県民等に対する産業廃棄物に関する相談・指導

排出事業者、処理業者、県民等からの産業廃棄物に関する相談に指導・助言するとともに、排出事業者からの処理業者の問い合わせに対し、適正処理を行う会員処理業者等の紹介をするなど、約 4,400 件の適切な指導助言を行った。

(3) 廃棄物処理アドバイザリー事業

排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第 12 条第 7 項に定める処理状況現地確認、法に基づく手続き等に際し、支援、助言を行った。12 件契約。

(4) 産業廃棄物の適正処理等に関する調査研究

公益社団法人全国産業資源循環連合会や関係機関と連携して、産業廃棄物の適正処理等に関する動向や課題等を把握するための調査研究を行った。

(5) 不法投棄・不適正処理防止対策の推進

栃木県と締結している「不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づき、不法投棄等の監視を実施しているが、令和 2 年度の通報案件なし。

(6) 災害廃棄物処理支援事業

第 3 条第 2 項を追加した協定を令和 2 年 9 月 30 日付けで再度締結し、被災した市町から直接応援要請を受けることが可能になった。

2 研修事業

(1) 産業廃棄物の適正処理に係る実務者研修

産業廃棄物の適正処理の推進及び産業廃棄物処理業者の資質向上を図るため、産業廃棄物処理業者や排出事業者等の産業廃棄物を取り扱う実務担当者を対象に、産業廃棄物の適正処理に必要な基本的事項を中心とした研修会を実施した。

開催日：令和 2 年 9 月 29 日

場 所：栃木県総合文化センター（宇都宮市）

内 容：①廃棄物処理法の基礎知識、物の区分について

②新型コロナウイルス対策としての廃棄物処理法令の改定について

講 師：BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏

参加者：63 名（会員 48 名）

(2) 産業廃棄物の適正処理に関する研修

栃木県、宇都宮市、公益財団法人栃木県環境保全公社等との共催により、排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象に、廃棄物処理法の解説及び廃棄物処理法に係る行政情報に関す

～協会ニュース～

る講習会を実施した。

○排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する講習会

開催日：令和 2 年 11 月 24 日

場 所：栃木県教育会館（宇都宮市）

内 容：①産業廃棄物排出事業者向け講習会

不適正事案から学ぶ排出事業者の法令遵守について

講師：佐藤泉法律事務所 佐藤 泉 氏

②産業廃棄物多量排出事業者向け講習会

廃棄物・リサイクルガバナンスと製品ライフサイクルを通じた廃棄物発生抑制の取り組み

講 師：花王株式会社栃木工場 大塚 博司 氏

参加者：340 名

○産業廃棄物の適正処理に関する講習会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止した。

（3）労働安全衛生に関する研修

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止した。

（4）トップセミナー

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止し、代替事業として、栃木県と新型コロナウイルス感染症により廃棄物処理業界がどのような影響を受けているか、また、何に困っているのかを把握するため、栃木県内の産業廃棄物処理業者へアンケート調査を実施した。

（5）産業廃棄物処理検定の試験対策研修会

産業廃棄物処理検定中止に伴い、開催を中止した。

3 普及啓発・情報提供事業

（1）産業廃棄物処理施設に係る県民の理解促進

栃木県、（公財）栃木県環境保全公社等と連携を図りながら、産業廃棄物処理施設の重要性や安全性について正確な情報を発信するなど、処理施設に対する県民の理解促進のための啓発事業を行った。

○ごみ処理施設見学コンシェルジュ事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止した。

○廃棄物処理施設紹介動画

廃棄物処理施設において、どのような廃棄物をどのように処理・再資源化しているかをネットの動画で紹介する「廃棄物処理施設探偵隊」のDVDを作成した。

○環境学習出前事業

青年部員が県内の小学校等に出向き、パッカー車（ごみ収集車）の仕組みやごみ収集の仕事などについて、実物を見ながら説明をしたほか、パッカー車を操作する作業を体験してもらった。

*開催日、場所

①令和 2 年 9 月 16 日、大田原市立奥沢小学校

②令和 2 年 9 月 29 日、大田原市立紫塚小学校

③令和 2 年 10 月 26 日、栃木市立大平西小学校

④令和 2 年 10 月 27 日、那須塩原市立塩原小中学校

⑤令和 2 年 12 月 3 日、佐野市立吉水小学校

～協会ニュース～

(2) 協会だよりの発行（第 97 号～第 108 号）

廃棄物行政情報、産業廃棄物処理業界の実態や動向、協会の活動状況などについて、協会機関誌「協会だより」を毎月 1 回発行するとともにホームページにも掲載し、産業廃棄物行政や協会の活動状況等各種情報を提供した。

(3) ホームページの運営

排出事業者や処理業者等に産業廃棄物に関する最新の情報をより迅速に発信するとともに、協会の事業活動について情報提供を行った。

4 栃木県環境保全緊急対策基金事業

栃木県環境保全緊急対策基金からの執行はなかった。年度末の基金残高 約 78 百万円を足利銀行の決済用普通預金に預けている。

II 【共益事業等】

1 組織強化事業

(1) 新規会員の加入促進による組織の強化

協会組織の充実強化を図るため、県内に事業所を有する協会未加入許可業者に対しパンフレットを配布するほか、各種講習会等の場を活用して加入勧誘するなど、新規会員の加入促進に努めた。

◆会員の動向（令和 3 年 3 月 31 日現在）

会員種類	令和元年度	令和 2 年度	(令和 2 年度内訳)	
			新規加入	退 会
正 会 員	1 9 6 社	1 9 8 社	6 社	4 社
賛助会員	2 5 社	2 4 社	—	1 社
合 計	2 2 1 社	2 2 2 社	6 社	5 社

(2) 会員名簿の作成・配布

会員の最新の許可事項及び災害廃棄物処理応援体制を取り纏めた名簿を作成し、会員、行政機関及び関係団体機関に配布した。

2 意識啓発向上事業

(1) 表彰

産業廃棄物の適正処理に貢献し、県民の生活環境の保全に寄与した個人及び事業所の功労を讃え顕彰するため、当協会の各種表彰並びに行政及び上部団体への推薦を行った。

①協会会長表彰	協会功労者	2 名
	優良事業所	7 社
	永年勤続者	8 名
	優良従事者	13 名
②公益社団法人全国産業資源循環連合会会長表彰	地方功労者	2 名
	優良事業者	1 社
	地方優良事業所	4 社
	優良従事者	4 名
③栃木県公衆衛生大会 知事表彰	保健衛生事業功労者	1 名
	大会長表彰	保健衛生事業功労者 2 名
④環境保全功労者等環境大臣表彰	地域環境保全功労者表彰	1 名
⑤循環型社会形成推進功労者等大臣表彰	産業廃棄物関係事業功労者表彰	1 名

～協会ニュース～

(2) 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止した。

(3) 反社会的勢力排除のための研修会

産業廃棄物処理業界から反社会的勢力を排除するため、最近の暴力団情勢や産業廃棄物処理業界における暴力団排除対策の必要性などについて、研修会を実施した。

開催日：令和 2 年 9 月 24 日

場 所：パルティ（宇都宮市）

内 容：①暴力団の現状と対策

講師：栃木県警察本部 刑事部組織犯罪対策第一課 職員

②反社会的勢力による不当要求対応要領

講師：公益財団法人栃木県暴力追放県民センター 職員

参加者：37 名

(4) 産廃手帳の配布

公益社団法人全国産業資源循環連合会が発行する令和 3 年版手帳を購入し、希望会員に配布した。

(5) 行政等からの情報伝達

行政や関係団体からの法改正や通知等を会員に送付し、周知徹底を図るとともに、協会ホームページにおいても、法改正や会員情報等の充実を図りながら最新情報を迅速に発信し、会員の資質向上及び適正処理の推進に努めた。

(6) 許可更新の通知

会員の産業廃棄物処理業許可の期限切れを防止するため、対象会員に対し処理業許可の更新の通知を行った。

3 他団体との交流・協力事業

(1) 行政との意見交換会

産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図るため、協会員に行政への意見・要望をアンケートした結果を踏まえ、栃木県、宇都宮市の産業廃棄物行政の現状や課題等について、栃木県及び宇都宮市の担当課長や担当職員等と当協会三役による意見交換会を実施した。

開催日：令和 2 年 8 月 5 日

場 所：栃木県庁 北別館（宇都宮市）

内 容：ア. 要望・提案事項

①公共工事におけるリサイクル製品の積極的使用

②産業廃棄物処理施設の設置

③最終処分場の設置

④県内で処理できない廃棄物

⑤一般廃棄物の処理困難物の解消

イ. その他

①栃木県廃棄物処理計画の概要

②県営管理型最終処分場「エコグリーンとちぎ」の進捗状況

参加者：16 名

(2) 排出事業者（団体）との意見交換会

災害廃棄物処理に関する諸課題について、お互いに認識を深め迅速かつ適正な処理が行える体制を構築するため、一般社団法人栃木県環境美化協会との意見交換会を実施した。

～協会ニュース～

開催日：令和 2 年 10 月 7 日

場 所：栃木県立美術館普及分館ラウンジA（宇都宮市）

内 容：災害廃棄物処理応援体制について

参加者：12 名

（３）公益社団法人全国産業資源循環連合会等が実施する行事等への参加

公益社団法人全国産業資源循環連合会や栃木県等が実施する諸会議や各種事業に積極的に参加し、産業廃棄物に関する諸課題などについて相互理解を深め、情報の収集や提供など行政や関係団体との連携を図った。

（４）許可申請等に関する講習会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターと連携を図りながら「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規及び更新）」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」について栃木県会場の運営にあたった。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事前にパソコンで「講義動画」を視聴し、会場で「試験」を受ける２段階式による「暫定講習会」を開催した。

開催日	種 類	受講者数
令和 2 年 7 月 29 日	更新 収集・収運	42
令和 2 年 7 月 30 日	新規 収集・運搬	31
	更新 収集・収運	19
令和 2 年 8 月 25 日	新規 特管収集・運搬	6
	新規 処分	12
	新規 特管処分	1
令和 2 年 8 月 26 日	新規 収集・収運	17
	更新 収集・運搬	29
	特別管理産業廃棄物管理責任者	47
令和 2 年 8 月 27 日	新規 収集・運搬	11
	更新 収集・収運	11
	特別管理産業廃棄物管理責任者	36
令和 2 年 8 月 28 日	更新 処分	31
	更新 収集・収運	26
令和 3 年 1 月 27 日	特別管理産業廃棄物管理責任者	48
	更新 収集・収運	69
令和 3 年 1 月 28 日	特別管理産業廃棄物管理責任者	43
	更新 収集・収運	28

＊試験会場は全てコンセーレ（宇都宮市）にて開催。

4 栃木県環境保全対策基金事業

栃木県環境保全対策基金は、昭和 63 年から 3 ヶ年計画で造成を開始し、令和 3 年 3 月 31 日現在、受取利息を含めて約 433 百万円を造成することができた。なお、基金は足利銀行及びみずほ銀行の普通預金（決済用普通預金）で管理している。

Ⅲ【管理事業】

1 総会・理事会等の開催

～協会ニュース～

産業廃棄物処理業界の社会的地位と発展を図るため、以下の会議等を通じて、組織の活性化を図った。

(1) 定時社員総会

令和2年5月21日に第9回定時社員総会を会員136名（委任状出席を含む）の参加により宇都宮市の宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催し、令和元年度事業実施報告及び決算承認、理事の改選について、満場異議なく原案どおり承認、可決された。

(2) 理事会

年6回開催し、総会で議決した事業計画に基づく事項等の執行について、審議、決定した。

(3) 三役会

年6回開催し、理事会で審議する事項等について協議を行った。

(4) 委員会

産業廃棄物の適正処理の推進と産業廃棄物処理業の社会的地位の確立を図るため、産業廃棄物処理に関する動向や諸課題を把握し、事業展開の方向性、情報の共有化等に向けて検討を行った。

- ・適正処理・調査研究委員会
- ・研修委員会
- ・普及啓発・情報委員会
- ・相談指導委員会

(5) 交流会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止した。

(6) 栃木県日光杉並木街道保護基金への寄附

日光杉並木街道の保護のため、設置者である栃木県に10万円の寄附を行った。

— 令和3年度 会長表彰受賞者 —

○協会功労者

高橋 昇 株式会社ワタル商事
吉成 智 株式会社栃木コンポスト

○優良事業所

株式会社アクトリー
株式会社Rエンジニアリング
有限会社鶴見建材工業
株式会社荒川クリーンライフ
株式会社ネオ・ナチュラル
協栄産業株式会社
株式会社神田建設

○永年勤続者

浅川 慎太郎 株式会社八幡
小島 安男 サンエコサーマル株式会社
廣澤 肇 栃木ハイトラスト株式会社
柳沼 正幸 栃木ハイトラスト株式会社
齋藤 昇 株式会社鶴沼機工
秋山 和弘 メルテック株式会社

○優良従事者

小林 靖 川上建設株式会社
飯塚 亘 株式会社セルクリーンセンター
山本 広樹 株式会社セルクリーンセンター
阿久津 結香 株式会社八幡
大野 孝 有限会社関東実行センター
星野 和良 有限会社関東実行センター
大橋 隆宏 サンエコサーマル株式会社
手塚 勝 渡辺産業株式会社
螺良 真一 株式会社日環
嶋崎 清治 株式会社日環
中澤 賢一 株式会社ウスイ産業

○第60回栃木県公衆衛生大会知事表彰受賞者 (祝い金贈呈)

関野 仁 関野建材工業株式会社

繰り越し・省 CO2 型リサイクル等高度化設備導入促進事業の公募について

【補助対象事業】 プラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業

【公募期間】 令和3年5月13日（月）～ 令和3年6月18日（金）17時必着

【公募説明会】 予定なし

* 廃棄物・3R研究財団ホームページにて動画を配信中

【お問い合わせ】 公益財団法人廃棄物・3R研究財団 事業支援部

TEL 03-5638-7162 FAX 03-5638-7165 Email : r.koudoka-1@jwrf.or.jp

廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業の公募について

【事業概要】 地元自治体と災害廃棄物受け入れ等に関する協定を結ぶことで、地域のレジリエンスの向上に貢献し、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による地域活性化や地域外への資金流出防止等のマルチベネフィットの達成を図る事業を支援。（施設導入に必要な経費（建築、土木工事は原則除く）の1/3を補助）

【補助概要】 （1）補助対象者

処理業又は産業廃棄物処理業を行う事業者

（2）補助対象設備

①廃棄物高効率熱回収事業

②-1 廃棄物燃料製造事業

②-2 廃棄物燃料受入事業

【公募期間】 令和3年5月24日（月）～ 令和3年6月25日（金）

【公募説明会】 予定なし

* 6月初旬頃より廃棄物・3R研究財団ホームページにて動画配信を予定

【お問い合わせ】 公益財団法人廃棄物・3R研究財団 事業支援部

TEL 03-6659-6424 FAX 03-6659-6425 Email : r.koudoka-3@jwrf.or.jp

低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業の公募について

【事業概要】 中小トラック運送業者におけるトラックの更新需要をトップクラスの燃費レベルに誘導するため、低炭素型ディーゼルトラックを導入する事業について、車両導入経費の一部を補助。

【申請受付期間】 令和3年5月28日（金）～ 令和4年1月31日（月）

【お問い合わせ】 一般財団法人環境優良車普及機構

「低炭素型ディーゼル車普及事業」執行グループ

TEL 03-5341-4577 FAX 03-5341-4578 Email : hojokin@levo.or.jp

省エネルギー設備投資に係る利子補給金の公募開始について

【事業概要】 省エネルギーに資する設備投資等を行う民間団体等に対して、沖縄振興開発金融公庫及び執行団体ホームページが指定する金融機関が行った融資に係る利子の一部を補給。

【申請受付期間】 第1回 令和3年 6月1日（火）～ 6月30日（水）

第2回 令和3年 7月7日（水）～ 8月18日（水）

第3回 令和3年 8月下旬 ～ 10月上旬（予定）

第4回 令和3年 10月下旬 ～ 11月中旬（予定）

【お問い合わせ】 一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 利子補給金担当

TEL 03-5565-4460 ホームページ <https://sii.or.jp/rishihokyu03/>

～会社訪問～

《会社訪問》

今回は、若月理事の**鈴運メンテック(株)**と臼井理事の**ウスイ産業(株)**を訪問しました。

1 会社概要

会社名：鈴運メンテック株式会社 代表取締役 若月 裕之

住 所：栃木県宇都宮市鶴田 2 丁目 2-10 TEL 028-648-6241 FAX 028-648-8318

創 業：昭和 43 年、従業員 125 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物収集運搬業

・栃木県、埼玉県、福島県、宮城県、茨城県、千葉県、山形県、群馬県、神奈川県

○特別管理産業廃棄物収集運搬業

・栃木県

○産業廃棄物処分業

・栃木県 中間処理業

《一般廃棄物処理業》

○一般廃棄物収集運搬業

・宇都宮市、鹿沼市、日光市、那須塩原市、栃木市、大田原市、さくら市、矢板市、壬生町、上三川町、那須町

《主な認定・認証取得》

- ・優良産廃処理業者認定 栃木県取得
- ・ISO9001 品質マネジメントシステム認証取得
- ・ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得
- ・とちぎSDGs推進企業登録
- ・とちぎ健康経営事業所認定
- ・宇都宮まちづくり貢献企業認定



3 施設概要

当社は昭和 43 年に創業、現在に至るまで 50 年余りの長期にわたり、行政より委託された収集運搬業務の実績があります。そして、常に安全で確かな技術をもって循環型社会の形成と快適な環境づくりに貢献しております。



4 会社からひと言

当社は、廃棄物の収集・運搬・処理をはじめ、高速道路のメンテナンス業務、運送事業、ハイウェイショップの営業などを通じて、常に地域に密着した事業活動を展開しております。社員一人一人が研鑽を重ね、誰からも愛される会社を作り上げ、地域社会に貢献することが我々の使命だと考えております。

～会社訪問～

1 会社概要

会社名：株式会社 ウスイ産業 代表取締役 臼井 伸太郎

住 所：栃木県宇都宮市北若松原 2 丁目 11 番 7 号 TEL 028-653-7997 FAX 028-653-6749

創 業：昭和 62 年、従業員 49 名

2 許可の取得状況

《産業廃棄物処理業》

○産業廃棄物収集運搬業

○特別管理産業廃棄物収集運搬業

・栃木県、埼玉県、千葉県、群馬県、茨城県、東京都、福島県、宮城県

○産業廃棄物処分業

・栃木県 中間処理業（破碎）許可番号 00920000271

《主な認定・認証取得》

・ISO14001 環境マネジメントシステム認証取得

・ISO9001 品質マネジメントシステム認証取得

3 施設概要

昭和 55 年に臼井建材工業としてスタートしました。昭和 62 年 5 月にウスイ産業として収集運搬業許可を取得、平成 5 年には処分業許可を取得し、総合的な産業廃棄物処理業として再資源環境整備会社の構築に取り組んで参りました。

4 会社からひと言

私たちの日常生活の中で、産業廃棄物は様々な形で生まれています。私たちウスイ産業の使命は、産業廃棄物を単に処理するだけでなく、徹底した分別による再資源化や様々な地域活動を中心とした「クリーンな環境づくり」を原点としています。

当社は、クリーンな地域環境を次の世代に引き継ぐため、これからも様々な環境保全活動に取り組んでいきます。



○このコーナーは、理事から会員皆様にバトンタッチしてゆきたいと思います。

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回は処分業者に適用される「保管」について宿題にしたんでしたね。
では、早速前回の宿題から。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物処分業の保管施設の施設基準として、省令で具体的に規定されていない事項はどれか。

- (1) 産業廃棄物が飛散しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (2) 産業廃棄物が流出しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (3) 産業廃棄物が地下に浸透しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (4) 産業廃棄物から悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること
- (5) 産業廃棄物によって周囲の景観が損なわれることのないように必要な措置を講じた保管施設であること

【解説】

法第14条第10項では、産業廃棄物処分業の許可申請に係る必要な施設と能力に関して規定しているが、具体的には法律を受け、省令第10条の5第1号イ(7)で産業廃棄物の保管施設に関する「施設に係る基準」が次のとおり規定されている。

「産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること」。「景観」については、規定はされていないが現実には周辺環境等を勘案の上で配慮が必要となる場合も多い。

なお、この基準はあくまでも処分業の許可基準として規定されているものであり、実際に保管する場合には、法第12条に規定される「産業廃棄物処理基準」も適用される。

これには、看板による表示や屋外保管時の勾配規定等がある。

正解(5)

ということで、正解は(5)「景観」でした。ただ、この「景観」は現実的にはとても重要です。皆さんも「見た目が良くない」「みっともない」は気になるでしょ。今までの空き地に「倉庫が建った」と「廃棄物が山積みになった」では周辺の住民感情は大きく異なります。ちなみに、この「景観」は最終処分場や焼却炉を建設する際の環境アセスメントの事項にしているときが多いですね。

それでは、もう一つ「保管」の基準である「保管量」についての問題をやってみましょう。

～廃棄物処理問題～

Q、次のうち、処分のための保管量の上限に関する規定として正しいものはどれか。

- (1) 処理施設の平均的な処理量（1 日あたり）に 7 を乗じた数量
- (2) 処理施設の処理能力（1 日あたり）に 7 を乗じた数量
- (3) 処理施設の平均的な処理量（1 日あたり）に 14 を乗じた数量
- (4) 処理施設の処理能力（1 日あたり）に 14 を乗じた数量
- (5) 処理施設の平均的な処理量（1 日あたり）に 28 を乗じた数量

【解説】

産業廃棄物の処分又は再生を行うという名目で処理施設の処理能力に比して過大な量の産業廃棄物を保管し、最終的にはその産業廃棄物を放置し事実上の不法投棄に至る事例が多いことから処理施設において保管することができる産業廃棄物の処分等のための保管上限が規定されたものであり、処分等のための保管上限は、処理施設の 1 日あたりの処理能力の 14 日分となっている。

この処理能力とは、産業廃棄物処理施設の設置許可を要する施設にあっては、その許可された処理能力、それ以外の施設にあっては、定格標準処理能力である。

正解（4）

この処分のための保管量は前回も書きましたが、実際に保管している業者だけが知っていればよいということではなかったですね。この業者に委託している排出事業者の方もちゃんと把握しておく必要がある。

なお、これはあくまでも原則的な規定で、リサイクルを行う場合、豪雪地帯、優良認定を受けている場合等、例外規定も多くあります。

では、今回の宿題は大原則である事業者、すなわち排出事業者が産業廃棄物を保管する時の基準から。



宿題Q

次のうち、事業者が産業廃棄物を排出した事業場において、産業廃棄物が運搬されるまでの間、遵守しなければならない保管の基準（産業廃棄物保管基準）として誤っているものはどれか。

- (1) 周囲に囲いを設けなければならない
- (2) 見やすい箇所に掲示板を設置しなければならない
- (3) 屋内に保管する場合は、高さの規定は適用されない
- (4) 産業廃棄物の種類に応じ保管期間が規定されている
- (5) 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないようにしなければならない

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○行政処分の指針（通知）改訂

環境省は4月14日、廃棄物処理法運用に関する「行政処分の指針について（通知）」の改訂を公表しました。

この通知は、欠格要件の判断、改善命令及び許可取消し、措置命令等の運用について、環境省の見解を示す重要なものです。今回の改訂は、成年被後見人が欠格要件から除外されたことを受けてのものです。しかし、内容をみると、不適正処理事案への対応強化を要請する内容となっています。特に、許可業者に破産手続きが開始した場合、取消し逃れの廃止届があった場合には、管轄行政に対し適切な対応を求めています。また、廃棄物該当性の判断が都道府県間で異なる場合には、環境省への相談を提案しています。さらに、排出事業者に対して放置された廃棄物等に関する支障除去を求める場合、法第19条の5（措置命令）を根拠とするべきであり、法第12条の6第3項（マニフェストに関する勧告・命令）は適用されないことを示唆しています。

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k104.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年5月31日掲載）

○コーポレートガバナンス・コードの改定

2021年4月7日、コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂が公表されました。サステナビリティに関する情報の開示を求める重要な改訂です。

企業は、持続的な成長のために、自主的取組みを進めるとともに、その状況を開示することが期待されています。この役割を明確にするため、金融庁と東証を含む日本取引所グループは、上場企業のガバナンスに求められる原則や指針を作成し、必要に応じて改訂しています。

今回の改訂では、取締役会の機能発揮、中核人材における多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への取組みなどが対象となっています。特に気候変動とサステナビリティに関する自主的取組みの開示は重要です。世界の機関投資家が、環境及び人権に関する企業の自主的取組み状況を監視する時代となっています。

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210406.html>

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20210407-01.html>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年5月10日掲載）

○環境デュー・ディリジェンス関連の 海外法規制やガイダンスに関する最新動向

環境省は2021年3月、環境デュー・ディリジェンス関連の海外法規制やガイダンスに関する最新動向をとりまとめて公表しました。

環境デュー・ディリジェンスとは、企業が環境側面で社会的な責任を果たすことであり、そのためのプロセスを確立し、継続的に実行していくことです。地球環境問題に対応するためには、自社の環境マネジメントだけではなく、サプライチェーン・バリューチェーン全体における健全性が必要となります。EUでは、環境及び人権に関するデューデリジェンスを求める規制が強化されており、日本企業に与える影響も大きくなっています。日本の法律を守ればよい、という時代が終わりつつあります。

<http://www.env.go.jp/policy/%E6%B5%B7%E5%A4%96%E6%B3%95%E8%A6%8F%E5%88%B6%E3%83%BB%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%80%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%9C%8B%E6%96%B0%E5%8B%95%E5%90%91.pdf>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和3年5月6日掲載）

こんな時、どうするの？ 廃プラスチック類を洗浄して燃料化

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。



(内容)

飲食店から排出される廃プラスチック類は、塩分が多く付着していてそのままでは再利用できませんが、これを洗浄して塩分を除去し、圧縮固化すると燃料として再利用できます。この製造過程で汚水が発生しますが、この汚水の排水基準は何が適用されますか。

(回答)

河川や湖沼など公共用水域へ汚水を排出する場合は、各河川などに設定された環境基準を達成するために、水質汚濁防止法に基づき、汚水を発生させる施設を特定施設として定め、排水基準が定められています。また、栃木県特有の汚水を発生させる施設についても条例で県独自の特定施設が定められておりますが、御照会の洗浄施設はどちらの特定施設にも該当しません。従って、具体的には適用される排水基準はありません。

しかし、汚れた廃プラスチック類（産業廃棄物）を洗浄して固形燃料を製造する場合は、少なくとも廃棄物処理法に基づき法第 14 条の処理業の許可が必要になります。栃木県の場合は、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱に基づき、法に基づく許可申請をする前に事前協議が必要になります。この手続きは、まず、計画の概要を記載した簡単な事業計画書を県に提出し、廃棄物処理法のほかに必要な手続きの洗い出しを行います。県は事業計画を関係各課に送り、必要な手続きを取りまとめ事業者に教示します。事業者は必要な手続きを確認し、事業を進めるのか断念するのか判断し、事業を進める場合は、事前協議を行い協議終了後、許可申請を行います。

お尋ねの汚水の基準については、廃棄物の処理基準に、施設を設置する場合は生活環境に影響を生じないこととありますので、生活環境に影響を生じさせないための基準が適用されると思います。具体的には、水質汚濁防止法等の規制がかからない場合は、浄化槽法の大臣認定の構造基準（BOD20 mg/l）を参考にされるのではないかと思います。

栃木県の場合、廃棄物処理施設を設置する場合、宇都宮市が中核市になりますので、宇都宮市内でしたら宇都宮市、それ以外の県内でしたら、施設を設置する場所を所管する環境森林事務所の環境対策課に、指導要綱に基づく事業計画書を提出し、排水基準やその他関係法令の確認を行って事業を進めるか判断してください。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（6月10日現在、11件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ向かい、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

栃木県から各種報告書提出のお知らせ



6月は各種報告の提出月です。期限内の報告に御協力ください。

1 産業廃棄物処理業実績報告

対 象 者 本県の許可を有する全ての産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者

報告内容 令和2（2020）年度における産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分の実績

提出期限 6月30日（水）

2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

対 象 者 令和2（2020）年度に産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した全ての排出者

報告内容 産業廃棄物管理票の交付等の状況

提出期限 6月30日（水）

3 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び処理計画実施状況報告書

① 産業廃棄物処理計画書

対 象 者 令和2（2020）年度の産業廃棄物の排出量が1,000 t（特別管理産業廃棄物は50 t）以上の排出者

報告内容 令和3（2021）年度における産業廃棄物の処理計画

② 処理計画実施状況報告書対象者

対 象 者 令和2（2020）年度に産業廃棄物処理計画書を提出した多量排出事業者

報告内容 令和2（2020）年度の産業廃棄物処理計画の実施状況

提出期限 ①②ともに6月30日（水）

提出先及び問い合わせ先一覧

提出先（取扱窓口）	住所及び電話番号	管轄市町
1 県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
2 県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町
3 県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央 1-9-9 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
4 県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
5 小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市大塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、壬生町、野木町
6 資源循環推進課 審査指導班	〒320-8501 宇都宮市橋田 1-1-20 TEL 028-623-3154	宇都宮市（収集運搬業） 栃木県以外

※ 報告1、2は、インターネットからも報告ができます。

https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action

栃木県環境森林部資源循環推進課（課名が、廃棄物対策課から変更になりました。）

審査指導班 TEL 028-623-3154

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する
特別措置法に基づく保管及び処分状況等の届出について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者は、法令で定める処分期間内にその処分を委託しなければならないとされており、それに伴って、PCB廃棄物を保管する事業者及び一部の高濃度PCB使用製品を所有する事業者は毎年度、前年度における保管及び処分の状況を届け出ることが義務付けられています。

届出対象者の方は、下記に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所宛てに届出書を提出してください。

1 提出書類

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書【様式第一号（一）】

※ 様式のひな形は県ホームページに掲載しています。

・ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html>

(2) 添付書類

ア 保管しているPCB廃棄物や使用しているPCB製品の写真（A4用紙に貼付）

※ 過去に提出済みで保管場所等に変更がない場合は、不要（「参考事項」欄に「写真提出済」と記載）。

イ PCB廃棄物を保管している場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者であることを証する書類の写し

※ 責任者に関する講習を受講されている方は、修了証の写しを添付してください。

これから講習を受講する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者の職及び氏名欄に「受講予定」と記載してください。

ウ PCB廃棄物を処分した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

2 提出期限：令和3（2021）年6月30日（水）

3 提出先・提出部数

提出先：「5 提出、問合せ先」に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所

提出部数：2部

提出方法：郵送又は持参

※ 電子申請も可能です（県ホームページの「栃木県電子申請システム」から利用できます。）。

（https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action）

4 その他留意事項

記載にあたっては、別添記入要領のほか、下記の留意事項を御参照ください。

- 高濃度PCBを含有した電気工作物を使用している場合は、電気事業法に基づき、関東東北産業保安監督部へ届け出てください。[関東東北産業保安監督部電力安全課（048-600-0387）]
- 低濃度PCB使用製品は、法に基づく届出義務はありませんが、提出をお願いします。

5 提出、問合せ先

	名 称	住所・電話番号	管轄区域
届出の提出 問合せ	県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 Tel 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
	県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 Tel 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町、上三川町
	県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央1-9-9 Tel 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さ くら市、那須烏山市、塩谷町、高根 沢町、那須町、那珂川町
	県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 Tel 0283-23-4445	足利市、佐野市
	小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 Tel 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、 野木町、壬生町
	資源循環推進課 廃棄物対策担当	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 Tel 028-623-3098	

PCB廃棄物の処分について

PCB廃棄物はPCB特別措置法で定められている期間内に
処分することが義務付けられています。

高濃度PCB廃棄物の処分期間

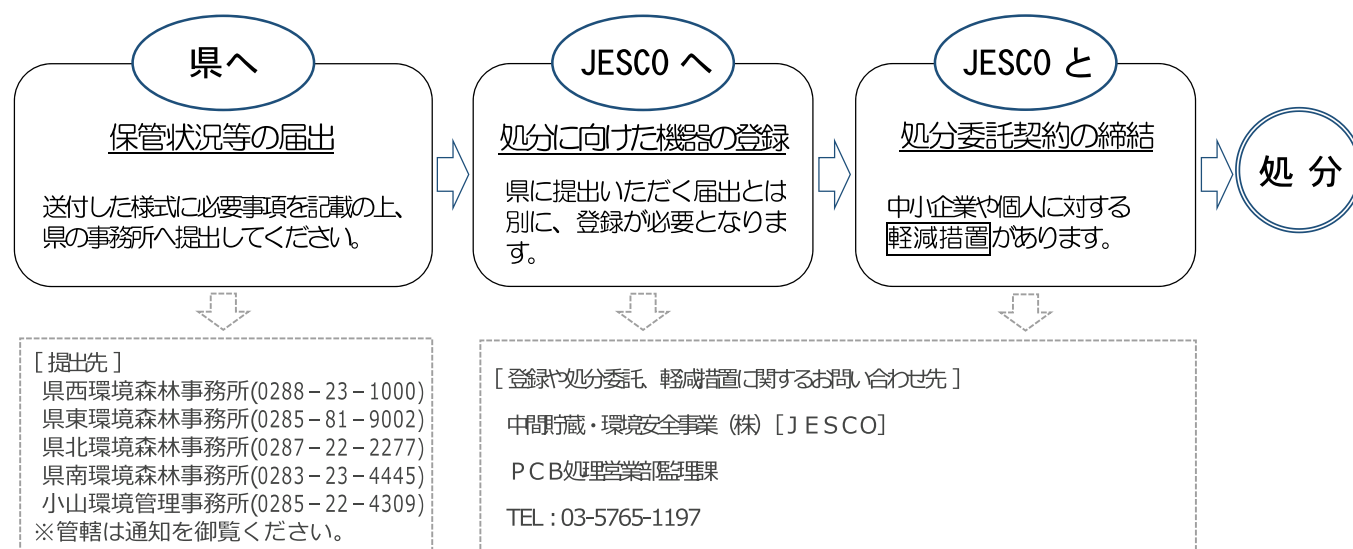
変圧器・コンデンサー：令和4（2022）年3月31日まで
安定器・汚染物等：令和5（2023）年3月31日まで

※低濃度PCB廃棄物の処分期間は、令和9（2027）年3月31日までです。

※処分期間までに処分がなされない場合は、PCB特別措置法に基づき、行政処分の対象となります。

高濃度PCB廃棄物の処分の流れ

高濃度PCB廃棄物の処分は、中間貯蔵・環境安全事業（株）〔通称：JESCO〕が行っています。



※低濃度PCB廃棄物の処分は、全国の無害化処理認定施設等で行います。

〔施設一覧： <http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/processing.html>〕

処分に対する負担軽減措置があります。

①中小企業等処理費用軽減制度

高濃度PCB廃棄物の処分費用のうち、中小企業は70%、個人は95%が軽減されます。

(JESCO) http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

②PCB廃棄物の処分に係る融資制度

日本政策金融公庫では、PCB廃棄物の処分に必要な運転資金の融資を行っています。

(日本政策金融公庫) https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

高濃度PCB廃棄物の確認方法を公開しています。

環境省がホームページで確認方法を公開しています。
なお、県ホームページでも御案内しています。

(環境省) <http://pcb-soukishori.env.go.jp/list/>
(栃木県) <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html>

廢棄物收集運搬業許可証

氏 名 株式会社 ○○○○○○

代表：

廢棄

許可を受けた者であることを証明する

○ ○ ○ ○

20)年 1月 1日

27) 年 12 月 31 日

(1)

收束

(2) 取り扱い 産業廃棄物
は水銀含 合はその旨

① 積替

• 燃

• 汚

• 廢酸

• 虎



知 照

处理

存目 竿

时宗寺
— 收录

- 收集

された

れます

県の優

https:

優良認定制度の お知らせまる！

- 都道府県等が、通常の許可基準よりも厳しい基準で審査し、優良な産業廃棄物処理業者（処分業者・収集運搬業者）を認定する制度です。
- 認定された処理業者は、許可証に「優良」マークが記載され、都道府県等のホームページで公表されます。

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/201803yuuryoupr.html>

18

排出事業者の方へ

このチラシは障害者就労施設等からの優先調達により印刷しています。

信頼できる処理業者をみつけて、契約する際の手がかりに！

栃木県の認定業者については、栃木県公式ホームページに掲載しています。

URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/201803yuuryoupr.html>

全国の認定業者は、『優良さんばいナビ』 URL: <http://www3.sanpainet.or.jp/> でも確認できます。

優良産廃処理業者認定制度を活用して、産業廃棄物の適正処理を進めましょう！

処理業者の方へ

☆ 認定を受けるメリット

- ① 許可証に「優良」マーク
- ② 許可の期間が5年→7年に！
- ③ 環境配慮契約法に基づき、国等の契約で有利な取扱いを受けられる などの特典があります！

☆ 認定を受けるには、次の5つの全てに適合している必要があります。

- ① **実績と遵法性**…5年以上産廃処理業を営んでおり、廃棄物処理法に基づく改善命令等を受けていないこと。
- ② **事業の透明性**…法人の基礎情報、許可の内容等をインターネットで公表し、所定の頻度で更新していること。
- ③ **環境配慮の取組**…ISO14001、エコアクション21等の認証を受けていること。
- ④ **電子マニフェスト**…電子マニフェストが利用可能であること。
- ⑤ **財務体質の健全性**…自己資本比率が一定以上、法人税等を滞納していないなど財務体質が健全であること。

☆ 更新許可申請と併せて申請してください。許可の期限を前倒しして申請することもできます。

☆ 具体的な申請方法については、栃木県公式ホームページ

- ① 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（環境省）
- ② 優良産廃処理業者認定制度に係る事務取扱要領（栃木県資源循環推進課）を御覧ください。

優良認定制度に関するお問合せ・申請窓口

名 称	住 所 ・ 電話番号	所 管 区 域
県西環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL : 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒321-4325 真岡市荒町 116-1 TEL : 0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、 茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒324-0056 大田原市中央 1-9-9 TEL : 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL : 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL : 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、壬生町、 野木町
資源循環推進課 審査指導班	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL : 028-623-3154	宇都宮市、栃木県外

※ 宇都宮市から許可を受けている場合は、宇都宮市廃棄物対策課（028-632-2929）へお問い合わせください。

脱炭素社会づくり促進事業費補助金

～温室効果ガスの削減につながる設備の導入等を応援します～

脱炭素社会づくり促進事業費補助金とは…

本県における温室効果ガス排出量削減を推進するため、
県内に事業所を有する中小企業者等の設備更新等に対し、費用の一部を補助します。

1 補助額

補助対象経費の3分の1以内（上限100万円）
（補助対象経費：設計費、機械装置等購入費、工事費）

2 申請受付期間

令和3（2021）年6月7日（月）～11月5日（金）
※受付は先着順に行い、受付期間内であっても申請総額が予算額に
達した場合は受付を終了します。

3 要件等

(1) 補助対象者

- ◇ 中小企業者又は中小企業団体
- ◇ 医療法人又は社会福祉法人（※要件があるので、詳しくはお問合せください。）

(2) 補助対象設備

- ◇ ボイラー、工業炉、空調設備、自家発電設備、照明設備（設備から排出される温室効果ガスの削減量が、更新前と比べて年間10トン以上見込めること）
- ◇ コージェネレーション設備（発電出力が10キロワット未満の設備であること）

(3) その他

補助金の交付決定前に着手した事業は補助対象外となります。



詳しくは下記までお問合せください。

【問合せ先】栃木県 環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進担当
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館11階
TEL:028-623-3186 FAX:028-623-3259



県では、国が進める国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に賛同し、
オールとちぎ体制で地球温暖化対策を推進しています。
ぜひ、あなたも「COOL CHOICE」に賛同をお願いします。
詳しくは環境省HPをご覧ください。

QRコードから
アクセスできます



栃木県気候変動

適応
センター

通信
13号

2021年
5月19日から

令和3(2021)年5月

「平年値」が変わりました



全国と比べて変化が大きい栃木県

天気予報などに使われる平年値は、10年ごとに更新されます。宇都宮においては、新しい“年平均気温”が、これまでよりも0.5℃高くなります。
全国的にも0.1℃～0.5℃程度 高くなりますが、栃木県（宇都宮）は変化が大きい県です。



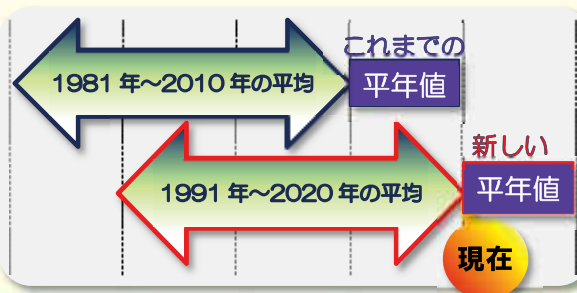
「平年値」とは・・・



気象庁が、西暦年の1の位が1の年から続く30年間の平均値を算出したものです。年々変化する気候に合わせ10年ごとに更新されており、今年（2021年5月19日）更新されました。

平年値は、その時々気象（気温、降水量、日照時間等）や天候（冷夏、暖冬、少雨、多雨等）を評価する基準として利用されるとともに、その地点の気候を表す値として用いられます。

★平年値の種類例：気温、降水量、日照時間、風向、風速、湿度、積雪の深さ、気圧、台風発生数など



「今日の最高気温は平年並み」でも
これまでとは「平年並み」が変わったので
気をつけるまる♪

「平年並み」に注意して 天気予報を聞こう！



天気予報でよく聞く「平年並み」は
「平年値」を含む一定の範囲です。

近年の気候変動の影響等を反映し、宇都宮地方気象台においては“年平均気温の平年値”が昨年よりも0.5℃高くなり、「平年並み」の範囲も高くなるので、実は**注意が必要**です。

「平年値」の意味を理解して、気候変動にうまく適応しましょう！

気象台にある「さくら」の
標本の開花日が、これまでの
平年値より2日早くなった。

（宇都宮地方気象台）



宇都宮の「平年値」は、こんなに変わる！？

	旧平年値	新平年値	増減
日最高気温 35℃以上（ 猛暑日 ）年間日数	3.6日	5.9日	2.3日 増
日最高気温 30℃以上（ 真夏日 ）年間日数	43.6日	49.6日	6.0日 増
日最高気温 25℃以上（ 夏日 ）年間日数	101.3日	111.3日	10.0日 増
日最低気温 0℃未満（ 冬日 ）年間日数	79.7日	72.9日	6.8日 減
日最高気温 0℃未満（ 真冬日 ）年間日数	0.1日	0.0日	0.1日 減
日最低気温 25℃以上年間日数	2.4日	4.7日	2.3日 増
年降雪量	28 cm	18 cm	10 cm 減

夏日の変化は、全国で2番目に
大きいまるよ～☆☆
栃木県は**暑**くなっているまる！



雪の量が減っているまる☆☆
春の水不足が心配まるね～

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください（<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>）



－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、6月10日現在、正会員193社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】 －許可証の変更等について－

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

□氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）

□廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

－編集後記－

東京都や大阪府に発令されている緊急事態宣言が、今月20日まで3週間延長され、埼玉県、神奈川県、千葉県など5県に発令中のまん延防止等重点措置も同様に延長されました。原因は何なのか、菅総理によれば、従来型にくらべ感染力が強い英国やインド由来の変異株に置き換わり、対策が感染者減少につながるまでに以前より時間がかかると説明がありました。オリンピックを来月に控え、皆さんの行動自粛の効果が表れるのか、ワクチン接種が間に合うのか、感染爆発が起きてしまうのか、感染拡大が気になります。

ところで、先日、第一生命のサラリーマン川柳ベスト10が発表されました。昔はうまいことを言うなと思っていましたが、最近は、身に覚えのあることが増えてきたように感じます。

－事務局だより－



☆ 5月25日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会理事会がWeb会議において開催され、菊池会長が出席しました。

☆ 5月27日（木）

栃木県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会が、栃木県庁研修館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤常務理事が出席しました。

☆ 5月27日（木）

栃木県建設産業団体連合会通常総会が、栃木県建設産業会館において開催され、菊池会長、神山副会長が出席しました。

☆ 6月1日（火）

（更新）収集運搬課程講習会が、宇都宮市のコンセーレにおいて開催され、中指事務局次長と藤平主査が運営にあたりました。

☆ 6月4日（金）

青年部全体会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、五月女部長をはじめ20名が出席し、諸課題について協議しました。